

高知県障害児・者施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県障害児・者施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が設置する障害児・者施設の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付する。

(定義)

第3条 前条の「障害児・者施設」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）又は同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(2) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護若しくは同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護等」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助又は同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	居宅介護事業所、 重度訪問介護事業所、同行援護事業所及び行動援護事業所（以下「居宅介護事業所等」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所		

	共同生活援助事業所 相談支援事業所		
(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
(5) 障害者総合支援法第5条第28項の規定に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(6) 平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		

(7) 令和5年8月22日付けこ 成事第428号こども家庭庁成 育局長通知「次世代育成支援 対策施設整備交付金における 応急仮設施設整備の国庫補助 の取扱いについて」に基づく応 急仮設施設	応急仮設施設		
--	--------	--	--

2 前条の「施設整備」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号の表の整備区分ごとに定める整備内容をいう。

(1) 前項の表の(1)、(3)及び(6)に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある施設の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。以下同じ。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日付け社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （(4)に掲げる施設の整備を除く。）	平成25年2月26日付け障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(2) 前項の表の(2)に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日付け社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護等及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日付け障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(3) 前項の表の(4)及び(7)に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日付けこ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備事業を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日付けこ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日付けこ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日付けこ成事第429号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。

応急仮設施設整備	令和5年8月22日付け成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備	令和5年8月22日付け成事第427号こども家庭庁成育局長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 前項の表の(5)に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日付け社援発11118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金は、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により同表の第3欄に定める設置者が設置する施設を整備するための事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合であって、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず年度をまたがるときには、当該年度の国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。

1 施設の種類の	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1) 障害福祉サービス事業所等			
ア 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。(以下この表において「社会福祉法人等」という。))	4分の3
イ 障害福祉サービス事業所(療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人等)	4分の3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資	4分の3

		産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等（医療法人を除く。））	
(2) 居宅介護事業所等、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所又は相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人等）	4分の3
(3) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	4分の3
(4) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	4分の3
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人等）	4分の3
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人等）	4分の3
(5) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人等）	4分の3
(6) 応急仮設施設	平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」及び令和5年8月22日付けこ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代	この表の施設の種類ごとに定められている設置者	4分の3

	育成支援対策施設 整備交付金におけ る応急仮設施設整 備の国庫補助の取 扱について」		
--	--	--	--

(補助の対象としない費用)

第5条 補助金の対象となる施設整備費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) 前条の表の(4)に定める施設(以下「児童福祉施設等」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げる費用
 - ア 既存の建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
 - イ 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設整備費として知事が適当でないと認めた費用

(補助金の交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次に定めるところにより算出するものとし、この場合において、補助事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、前年度から補助を受けている事業(継続事業)については、前年度の補助金交付要綱に定める算定方法を適用するものとする。

- (1) 児童福祉施設等以外の施設が行う創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次に掲げる方法により算出した額を交付額とする。
 - ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1-1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ 第4条の表に定める施設の種類ごとに、別表第1-1の第1欄に定める種目ごとに同表の第2欄により算出した基準額の合計を算出する。
 - ウ アにより選定された額に第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。
- (2) 児童福祉施設等以外の施設が行う前号に規定する補助事業以外の補助事業については、施設ごとに次に掲げる方法により算出するものとする。
 - ア 別表第2-1の第1欄に定める種目ごとに、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額を合算した額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(以下「県費補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。
- (3) 児童福祉施設等が行う整備については、次に掲げる方法により算出した額を交付額とする。

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1-2、別表第2-2及び別表3の第1欄に定める種目ごとに同表の第2欄により算出した合計基礎点数に1,500円を乗じた額を交付基礎額とする。
- イ アにより算出した交付基礎額の施設ごとに、別表第1-2、別表第2-2及び別表3の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を選定する。
- ウ アにより算出された額とイにより算出した額とを比較して少ない方の額（以下「県費補助基本額」という。）の範囲内の額を交付額とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者（補助事業を行うものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （2） 補助事業の内容のうち、次に掲げるいずれかの事項を変更する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- （5） 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （6） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （7） 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- （8） 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- （9） 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA及び公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- （10） 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- （11） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管して、補助金及び補助

事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

ア 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

イ 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。

ウ 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。

エ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果を一般の閲覧に供しなければならないこと。

オ 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

カ 別表第5に定める区域において補助事業を行う場合は、第8条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に、立地の安全性に係る協議をしなければならないこと。

キ 県税の滞納がないこと。

2 知事は、補助事業者が前項各号に掲げる条件のいずれかに違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、正副2部に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更申請を行う場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（指令前着手の届出）

第9条の2 補助事業者は、工程等の都合により前条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第3号様式による指令前着手届を第8条第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、施設工事に係る工事に着工したときは、別記第4号様式により当該工事に着工した日から起算して5日を経過した日までに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について毎年度12月末日現在の状況を、別記第5号様式により1月10日までに知事に報告しなければならない。

(概算払)

第12条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者が前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による請求書によらなければならない。

(実績報告等)

第13条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとし、補助事業の完了の日から30日を経過した日(第7条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに別記第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項前段の規定により実績報告をした後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、別記第9号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこととし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。この場合において、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

2 この要綱は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第5号、第6号、第10号及び第11号、第10条、第13条第2項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1-1 (第6条関係)

算 定 基 準

【児童福祉施設等以外の施設の場合】

(創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備)

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>(ア) 付表1又は付表3に掲げる1施設当たり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には付表5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要があると認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に規定する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当であると認める購入費を含む。</p>
<p>解体撤去 工事費 又は 仮設施設 整備工事費</p>	<p>同上</p>	<p>解体撤去に必要な工事費若しくは工事請負費又は仮設施設整備に必要な賃借料、工事費若しくは工事請負費</p>

別表第1-2 (第6条関係)

算 定 基 準

【児童福祉施設等の場合】

(創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間児童福祉施設整備及び避難スペース整備)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>(ア) 付表2又は付表4に掲げる1施設当たり補助基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には付表6に掲げる1施設当たり補助基礎点数を基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要があると認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に規定する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当であると認める購入費を含む。</p>
<p>特殊付帯工事費</p>	<p>同上</p>	<p>特殊付帯工事に必要な工事費若しくは工事請負費</p>
<p>解体撤去工事費又は仮施設整備工事費</p>	<p>同上</p>	<p>解体撤去に必要な工事費若しくは工事請負費又は仮施設整備に必要な賃借料、工事費若しくは工事請負費</p>

別表第2-1 (第6条関係)

算 定 基 準

【児童福祉施設等以外の施設の場合】

(別表第1-1に掲げる整備以外の整備)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要があると認めた額（共同生活介護及び共同生活援助（以下この表において「グループホーム等」という。）を行う場合に必要な既存施設のバリアフリー化等、グループホーム等の基盤整備を図るための改修工事については1,000万円、エレベーター等の設置整備については、他の改修工事と併せて行う場合にあっては1,200万円、エレベーター等設置整備のみを行う場合にあっては200万円、短期入所事業所を行う場合に必要な改修工事については600万円（短期入所事業以外の施設（以下「本体施設」という。）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用する。））とする。</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第5条に規定する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当であると認めた購入費を含む。</p>
<p>スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)</p>	<p>知事が必要があると認めた施設及び額とする。 なお、算定に当たっては、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知）によるものとする。</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>仮施設整備工事費</p>	<p>知事が必要があると認めた施設及び額とする。 なお、算定に当たっては、「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）によるものとする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表第2-2（第6条関係）

算 定 基 準

【児童福祉施設等の場合】

（別表第1-2及び別表3に掲げる整備以外の整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要があると認めた点数とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数（以下「実支出額を2,000で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に知事が必要と認めた点数とする。</p> <p>（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（2）工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第5条に規定する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金その他知事が適当であると認めた購入費を含む（以下、同じ。）。</p>
<p>スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）</p>	<p>付表7による1施設当たり補助基礎点数を基準とする。</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>仮施設整備工事費</p>	<p>大規模修繕等については、知事が必要と認めた点数とする。ただし、実支出額を2,000で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表第3（第6条関係）

算 定 基 準

【児童福祉施設等の場合】
（防犯対策強化に係る整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数を基準とする。</p> <p>（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、障害児入所施設は1,000,000円未満、障害児入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p> <p>（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第5条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表第4（第7条、第9条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第7条関係）

事前協議を要する区域

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、補助事業を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域